



5年に1度の農業振興地域整備計画の見直し、ご協力をお願い申し上げます！

農業振興地域整備計画の見直しを実施します

【※令和4年度は農振除外が原則できません】



農業振興地域の見直しについて

市では、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づいて、10年先を展望した農業振興のための総合的な計画「農業振興地域整備計画」を策定しております。前回の平成29年度の見直しから5年が経過し、農業を取り巻く環境は変化しています。より良い農業環境の整備を促進するため、市では令和4年度に農振計画の見直し（定期見直し）を行います。今回は、見直しに当たって農地所有者の皆さんにご協力をいただきたい点をお知らせします。

I 農用地区域内の農地を農地以外に使用するときには、農振除外の手続きが必要です

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めています。これを「農用地区域」といいます。

農用地区域は、優良な農地の保護のため、水田の整備や売買、贈与などの際の税制上の優遇が適用されますが、農業以外の目的での利用は制限されております。

このため農用地区域内の農地を農地以外に使用するときには、農地転用の許可申請をする前に、農用地区域から除外する手続きが必要です。この「農業振興地域における農用地区域からの除外」のことを略して「農振除外」と呼んでいます。

II 意向調査にご協力ください

農振計画には、実際に農業に携わっている皆さんの経営上の問題や規模の拡大などに対する意向を反映する必要があります。

そのための意向調査を、令和4年5月から6月までの期間に実施する予定です。

対象は、農家の人と農業振興地域農用地区域内に農地を所有している人です。市役所から調査票がそれぞれ直接郵送されますので、記入後、返送してください。

III 令和4年度は農振除外の手続きを凍結します！

令和4年度において農振整備計画の定期見直しを行うため、令和4年度中は一般の農振除外や用途変更の受け付けは行いませんのでご注意ください。

これ以降の農振除外などによる農振計画の変更については、次回（令和9年度）の見直しまでの間は、緊急性等を考慮しながら必要に応じて随時に検討することとなります。

なお定期見直しにかかる農振除外の許可については、令和5年3月末日となる見込みです。

※令和4年度は農振除外の手続きは原則できませんが、市及び県と事前調整を行った具体的な計画につきましても、令和4年5月末までに受付をしております。

（除外時期は令和5年3月末となる見込みです。）

■お問い合わせ

滝沢市経済産業部農林課 電話019-656-6537

